



Title	参考条文（台湾における社会権保障に関する条文）. 台湾における社会権保障の現状と問題点
Author(s)	鄭, 明政//訳
Citation	北大法学論集, 63(5), 69-74
Issue Date	2013-01-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/51805">http://hdl.handle.net/2115/51805</a>
Type	bulletin (other)
Note	シンポジウム「台湾における社会権保障の現状と問題点」 = Symposium "Present Status and Problems of Social Security Rights in Taiwan"
File Information	HLR63-5_007.pdf



[Instructions for use](#)

# 参考条文（台湾における社会権保障に関する条文）

鄭 明 政 訳

中華民國（台湾）憲法（一九四六年一月二十五日制定・一九四七年公布、同年一月二十五日施行）

## 第二章 人民の権利義務

第七條 中華民國の人民は、男女、宗教、種族、階級、党派の

區別なく、法律上一律に平等である。

第一五條 人民の生存権、労働権及び財産権を保障しなければならない。

ならない。

第二一條 人民は、国民教育を受ける権利及び義務を有する。

## 第十三章 基本国策

第一五五條 国家は、社会福祉を図るために、社会保険制度を

実施しなければならない。老者、弱者、身体障害

者、生活無能力者及び非常災害を受けた人民に対して、国家は、適当な扶助と救済を与えなければならない。

第一五七條

国家は、民族の健康を増進させるために、普く衛生保健事業及び公医制度を推進しなければならない。

い。

憲法増補条文（憲法増修條文）（第七回憲法改正・二〇〇五年

六月一〇日）

第一〇條

一、国家は、科学技術の發展及び投資を奨励し、産業の段階的

発展を促進し、農漁業の現代化を進め、水資源の開発利用を重視し、国際経済提携を強化しなければならない。

二、経済及び科学技術の発展は、環境と生態系の保護を兼ね備えなければならぬ。

三、国家は、人民が創立した中小企業に対し、その生存及び発展を扶助し保護しなければならない。

四、国家は、公営金融機構に対する管理について、企業化経営の原則に則らなければならない。その管理、人事、予算、決算及び監査は、法律により特別にこれを規定することができる。

五、国家は、全民健康保険を推進し、現代的医薬並びに伝統的医薬の研究開発を促進しなければならない。

六、国家は、女性的人格尊厳を擁護し、婦女の人身の安全を保障し、性による差別を排除して、両性の地位の実質的平等を促進しなければならない。

七、国家は、心身障害者の保険と医療、バリアフリー環境の整備、教育訓練及び就業指導、生活保護と救助について、保障するとともにその自立と発展を扶助しなければならない。

八、国家は、社会救助、福祉サービス、国民の就業、社会保険および医療保険など社会福祉業務を重視し、社会救助と国

民の就業問題など救済的支出については優先的に編成しなければならない。

九、国家は、軍人の社会に対する貢献を尊重し、その退役後の就学、就業、医療、療養に対し保障を行う。

一〇、教育、科学、文化の経費、とくに国民教育に関わる予算は優先的に編成し、憲法一六四条の規定の制限を受けな

一一、国家は多、元文化を認め、原住民族の言語と文化の発展を積極的に擁護する。

一二、国家は、民族の願望により、原住民族の地位及び政治参加を保障し、その教育、文化、交通、水利、衛生、医療、経済、土地および社会福祉事業に対し保障と扶助を行うとともにその発展を促進し、その方法は法律をもってこれを定める。澎湖、金門および馬祖地区の人民に対しても同様とする。

一三、国家は、海外に住む僑胞の政治参加について保障する。

**社会救助法（一九八〇年六月一四日公布、二〇一一年二月七日最新改正）**

第一〇条

①低所得家庭は、戸籍の所在地にある直轄市、県（市）の主管機関に生活扶助を申請することができる。

②直轄市、県（市）の主管機関は、前項の申請を受けてから五日以内に係員を派遣してその家庭環境、経済状況等を調査した後、これを決定する。必要のあるときは、郷（鎮、市、区）公所に授權してこれをさせることができる。

#### 第一条

①生活扶助は、現金給付を原則とする。但し、実際の必要によって、適当な救助施設及び福祉施設、又はそのほかの家庭に委託して、これを収容することができる。

②前項の現金給付について、中央、直轄市主管機関は、収入に応じて等級を定めることができる。直轄市主管機関は、それを中央主管機関に報告し審査に備えなければならない。

#### 第二条

①低所得家庭の構成員は、以下の規定の一に合致するときは、主管機関は、通常の給付金を増額して補助することができる。但し、増額分は、給付金の四〇％を超えてはならない。

一、満六五歳の者。

二、妊娠満三か月の妊婦。

三、心身障害手帳を持ち、又は心身障害を証明する者。

②前項の補助基準は、中央主管機関がそれを定める。

#### 第五条

①直轄市、県（市）主管機関は、必要によって、低所得家庭及び中低所得家庭内の作業能力を有する者に対して、就業指導、技術訓練又は職場斡旋による救済を提供しなければならない。

②直轄市、県（市）主管機関は、必要に応じて低所得家庭及び中低所得家庭の起業指導、起業ローンの利息補助、就職活動の交通費補助、就職活動又は職業訓練期間内の託児、昼時間帯のケアー手当等の就業サービスと補助を提供することができる。

③第一項のサービス措置に参加する低所得家庭及び中低所得家庭は、一定の金額と期間内に就業によって増加された収入は、第四条一項、及び四―一条一項の一款の家庭総収入から除外される。最長三年間、審査を経て必要な時にはそれを一年を延長することができる。その増加する収入の認定、計算免除の期間及び金額等の規定に関しては、直轄市、県（市）主管機関がそれを定める。

④第一項のサービス措置を受け入れない者、又は受け入れたにもかかわらず勤労を拒否する者に対して、直轄市、県（市）主管機関は扶助を行わない。ほかの法令において補助に関する同様の規定がある場合、重複して受給することはできない。

#### 第一五―一条

①直轄市、県（市）主管機関は、低所得家庭の積極的な自立を支援するため、みずから民間資源を運用し貧困を脱するため措置を行うことができる。

②前項措置に参加する低所得家庭において、一定の金額と期間内に措置によって増加された収入及び貯金は、第四条一項の家庭の総収入および家庭の財産に算入されない。最長三年間、審査を経て必要な時にはそれを一年間延長することができる。その増加する収入と貯金の認定、計算免除の期間及び金額等の制限事項に関しては、直轄市、県（市）主管機関がそれを定める。

#### 第一六条

①直轄市、県（市）主管機関は実際の需要及び財力によって、戸籍所在地の低所得家庭又は中低所得家庭に、次の特殊項目

の救助とサービスを提供することができる。

一、産婦と乳児の栄養補助。

二、託児補助。

三、教育補助。

四、葬儀補助。

五、居住補助。

六、出産養育補助。

七、そのほかの必要な補助とサービス。

②前項の救助対象、特殊盲目の救助とサービスの内容、申請条件及び手続事項等の規定に関しては、直轄市、県（市）主管機関はそれを定める。

#### 第一六―一条

①低所得家庭の適宜な住居及び住居環境の世話をするために、下級住宅主管機関は、以下の住宅補助措置を提供することができる。

一、政府によって建設され、又は民間を奨励して建設された経済的、社会的弱者のための住宅に優先して入居させる。

二、住宅賃金の費用。

三、簡易の住宅修繕費用。

四、住宅購入のための住宅ローンの利息。

五、住宅建築のための住宅ローンの利息。

六、そのほかの必要な住宅の補助。

②前項の各款補助資格、補助基準及びそのほか従うべき事項の方法について、中央住宅主管機関は、中央主管機関とともにそれを定める。

#### 第一六二条

①低所得家庭及び中低所得家庭の家族は、国内の公立・私立高等学校以上の学校に在籍する場合に、授業料及び雑費の免除を申請することができる。その免除の金額、方式及び従うべき事項に関しては、各主管教育行政機関がそれを定める。

②ほかの法令において補助に関する同様の規定がある場合、重複して受給することはできない。

#### 第一八条

①以下の状況にある者は、関係証明書を添えて戸籍所在地の主管機関に医療補助の申請をすることができる。

一、低所得家庭の傷病患者。

二、重い傷病を患い、それに要する医療費用を本人又は不要

義務者が負担できないとき。

②全民健康保険に加入し、医療給付を受給できる者は、前項の規定によって医療補助を申請することができない。

#### 第一九条

①低所得家庭が全民健康保険に支払う保険費については、中央主管機関が予算を編成して補助を行う。

②中低所得家庭が全民健康保険に支払う自己負担の保険費については、中央主管機関がその二分の一を補助する。

③ほかの法令において補助に関する同様の規定がある場合、重複して受給することはできない。

#### 第二一条

次の状況の一に合致するときは、関係証明書を添えて戸籍所在地の主管機関に緊急支援を申請することができる。

一、家庭内の者が死去し、その葬儀を行う資力が不在者。

二、家庭内の者が、傷害事件又は重病に遭遇し、家庭生活の維持が困難な状況に陥ったとき。

三、家庭の主たる生計を支えている者が、失業、失踪、兵役、入監等の原因によって仕事ができずに生活の維持が困難な

状況に陥ったとき。

四、財産に対する強制執行又は銀行口座の凍結などにより、所有財産の即時運用が困難となり、生活の維持に支障が生じた者。

五、すでに福祉項目を申請した者又は保険給付の審査中に生活が困難に陥った者。

六、直轄市、県（市）の主管機関の訪問・評価を経て、そのほか重大な事故に遭遇し生活が困難に陥って、救助の必要があると認められた者。

#### 第四四条

本法により貧困者は前掲の規定によって現金の給付又は補助を受領しうる権利を有するが、この権利に対して差押え、譲与又は担保の設定を行うことはできない。